

第4章 これまでの取り組みと課題

第1節 基本目標と基本施策の取り組みと課題

前期計画（平成17年度から21年度）では、6つの基本目標を定め、次世代育成支援に取り組んできました。これまでの取り組みを振り返り、実績評価を行うとともに、平成21年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、後期計画策定に向けての課題を整理しました。

基本目標1 地域における子育て支援

基本施策1 子どもの権利に関する住民意識の醸成

次代を担う子どもたちの人権を最大限尊重していくことは「児童の権利に関する条約」で示されています。本市では、児童福祉の理念や「児童の権利に関する条約」の理解を深めるため、人権擁護委員協議会からの子どもの権利に関するパンフレット等を配布や市情報コーナーで掲示、啓発に取り組みました。

【課題】

「児童の権利に関する条約」を最大限に尊重され、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進する必要があります。そのためにも、今後とも市民の意識啓発を図るとともに、行政、家庭、学校、地域、関係機関、企業等が役割分担し、意識啓発に努めます。

また、すべての子どもを対象に、大人がかかわる場合、子供に良い結果をもたらすかわりができる地域となるよう取り組む必要があります。

基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実

共働き家庭や在宅で子育てをするすべての子育て家庭への支援をおこなうために、多様なニーズに応じた子育て支援サービスが利用できる就労環境づくりを推進してきました。

地域における子育て支援としては、地域子育て支援センターにおいて、総合的な子育て支援事業として、子育て家庭に対し様々な子育て支援サービスを円滑に実施できるよう取り組んでいます。

小学生児童の学童保育センターについては、小学校低学年の児童を対象に、市街地の3小学校区において5学童保育センターで取り組み、待機児童の解消に取り組みました。また、緑町学童保育センターの混雑解消にむけた検討を行っています。

【 課 題 】

「次世代育成支援地域行動計画後期計画ニーズ調査」(以下、「ニーズ調査」という。)の結果では、入学前児童の保護者において、保育サービスを利用していない世帯が23.1%で、在宅で保育している家庭が2割強になっています。

核家族化や地域関係の希薄化等を背景に、家庭内の養育力が弱まり、子育てに不安を感じたり負担に思う保護者は増加しています。今後も地域子育て支援センターを拠点に、すべての子育て家庭に対する支援として、子育ての負担を軽減し、安心して子育てができる支援として、育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センターの充実を図っていく必要があります。

また、学童保育センターの利用については、ニーズ調査では、「利用したい(している)」は入学前児童の保護者では39.6%、小学生児童の保護者でも40.6%となっており、小学生児童の保護者で利用しない人の2割は「今後利用したい」とありました。

少子化が進む中でも、学童保育センターの利用は増加傾向にあり学童保育センターのあり方を検討していく必要があります。特に緑町学童保育センターは過密解消に向けた取り組みが課題となっています。

さらに、ニーズの動向をみながら病後児保育を検討していく必要があります。

基本施策3 保育サービスの充実

保育サービスの充実については、待機児童の解消に取り組んでいきます。

特に0歳から2歳までの乳幼児の対策が課題となっている状況ですが認可保育所の整備による対応を検討してきました。また、保育所の入所対象を産後休暇明け6ヵ月からの保育を実施し、保育時間の延長を平成18年度から7時30分からと早めてきました。

保育所や幼稚園において、こども通園センターと連携し障がい児保育に取り組みました。

【 課 題 】

認可保育所の充実と効率的運営を図るため、児童数の推移やニーズの動向を見ながら、引き続き認可保育所の運営形態のあり方を検証していく必要があります。

保育所の入所対象を産後休暇明け6ヵ月を見直し拡大していく検討も必要です。

就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長の見直しを検討しながら、休日保育のありかたについては、今後とも需要を見極めながら実施の検討が必要です。

ニーズ調査では、共働き家庭は、入学前児童の保護者で42.0%、小学校児童の保護者で45.6%となっています。また、現在就労していない人のうち、すぐにでもあるいはいずれは就労したいと考えている母親が、入学前児童の保護者で79.7%、小学校児童の保護者で92.7%という結果がでています。現在就労している人、今後働きに出ようとする人への支援として、さらなる支援基盤の整備が望まれます。

基本施策4 子育て支援のネットワークづくり

地域社会とのつながりの希薄化や核家族化等により家庭の養育力が弱まる中で、子育てについて相談できる相手がいない等、子育てで孤立している母親が増加していると考えられます。本市では、子育ての不安や悩みを軽減できるよう関係機関と連携し、多様化、複雑化する相談に対応できる相談体制を充実させ、子育て情報や子育て支援サービス情報の一元化を図っています。

子育て情報の提供として、「子育てガイドブック」に加え「子育てガイドマップ」を平成20年度に作成し、子ども連れで外出できる情報を提供しています。また、市や図書館のホームページにも掲載し情報提供に取り組んでいます。

相談体制については、子育て支援センター、保育所、幼稚園等、様々な場所で相談できるよう体制を整えています。

【 課 題 】

子育てに関する情報には、以前から高い関心があるため、情報提供のあり方について子育て活動の支援など地域との協働による子育て支援の取り組みが重要です。

気軽な相談体制の充実のため、不安が軽減できるような体制が求められていることから、相談にあたる職員の資質の向上と、相談者のプライバシーが守れる相談室の確保、関係機関との連携強化による相談体制の充実が必要です。

基本施策5 児童の健全育成

子どもたちは、友達との遊びを通じて仲間関係（協調性）の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成を育み、地域で暮らす人たちとのふれあいや交流を通じて思いやりのある心や豊かな人間性を育てていきます。

青少年の健全育成については、富良野市は「青少年健全育成都市宣言」のまちであり、放課後や週末の居場所づくり、地域ぐるみの青少年健全育成活動や優れた文化・芸術・スポーツの体験活動の機会提供、問題行動の未然防止策の推進、関係機関との連携強化などの事業を展開してきました。

【 課 題 】

青少年の健全育成のうえで必要となる、安全安心な居場所づくりの充実が必要です。

携帯電話やインターネット等を利用した犯罪に青少年が巻き込まれないよう関係機関やPTA、ボランティア、地域住民等との連携の下、子ども達を守るための小冊子を配布し、家庭でのルールづくりを進めながら危機管理の徹底を啓発に努める必要があります。

基本施策6 経済的負担の軽減

経済的負担の軽減については、子育て中の家庭が一番期待する子育て支援策であり、保育料の軽減、幼稚園就園奨励費補助、乳幼児医療費、児童手当等の助成などを実施してきました。

【 課 題 】

ニーズ調査では、入学前の保護者の意見として「保育料を安くしてほしい」「医療費をただにしてほしい」等、医療費や保育料の補助に期待する声があります。保育料や医療費の軽減にむけさらに充実させていく検討が必要になっています。

基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

基本施策 1 子どもや母親の健康の確保

子どもが健やかに生まれ成長していくためには、子どもの健康とともに、母親が心身ともに健康であることが重要です。

妊娠期を健やかに過ごし安心して出産を迎えるためには、妊婦健康診査を定期的に受診することが大切です。本市では、妊婦健康診査時の一部費用助成を拡大するなど、妊婦の健康管理の向上を図る取り組みを行っています。

出産後も安心して育児ができるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供を、乳幼児健診や健康相談・訪問指導などの事業の中で実施しています。

地域センター病院や保健所などの関係機関とも連携しながら支援をすすめています。

【 課 題 】

妊娠中の健康問題では、妊娠糖尿病や肥満・やせといった身体上の問題と不安が強いなどの精神的な問題があります。このような問題がある妊婦への支援が必要です。

産後の訪問指導では、育児に対する不安が強く、うつ傾向が疑われる母親もおり、精神面での支援が必要なケースも多くなっています。

乳幼児健診では、特に 1 歳 6 カ月児健診や 3 歳児健診において、ことばや行動の遅れなどの精神面や生活リズムの乱れなどの生活面で経過をみていく必要がある子どもが増えています。子どもの健康や子育てに関する情報提供を行うとともに、相談の充実を図り、子どもの健やかな成長と発育の支援を推進していく必要があります。

基本施策 2 食育の推進

豊富な食材、いつでもどこでも手軽に食べられる環境、食に関する情報の氾濫など現代の食の環境は大きく様変わりしています。満ち足りた食生活の一方で、子どもの生活習慣病の増加や「疲れやすい子」「きれやすい子」の出現は食生活とのかかわりも少なくないと考えられます。

本市では、平成 19 年度に「子どもたちのための食育ガイドライン」を教育委員会で作成し「早寝、早起き、朝ごはん」運動を展開しています。

食は健康の源であることを基本に、学校では、給食に地元産の食材を使った「ふるさと給食」週間に取り組み、保育所でも地元野菜を使った給食の提供に努めています。

平成 20 年度から小中学校に栄養教諭が配置され、児童生徒への望ましい食習慣や食の指導がすすめられています。

母子保健では、やせや肥満のある妊婦に対する栄養相談や、乳幼児健診時の栄養相談を実施し、正しい食生活習慣を学ぶ機会の充実を図っています。

【 課 題 】

本市においても朝食を欠食したり、一緒に食事をしない親子がいます。乳幼児健診の栄養相談では、「離乳食がすすまない」「起床が遅くて朝食が食べられない」などの相談がみられます。健康な生涯をおくるためには、生活習慣の基本となる食習慣を乳幼児期から身につけることが大切です。市民、関係団体、行政等と連携した取り組みが必要です。

基本施策3 思春期保健対策の充実

近年、全国的に性行動の低年齢化により、中高生の望まぬ妊娠・中絶・性感染症の増加が問題になっています。

学校教育計画の中で健康と性に関する計画を定め、保健所、教育委員会、学校等と連携し、命の大切さなどを伝える事業や啓蒙に取り組みました。

また、タバコによる害をなくすため、禁煙については、平成20年度には保健センター、保育所や児童館等の児童福祉施設について敷地内完全禁煙を実施し、大人の喫煙する姿を子ども達の目に触れないよう努めています。また、小中学校においても敷地内禁煙を実施しています。

【 課 題 】

エイズや性感染症の蔓延を防止するためには、病気に対する正しい知識の普及啓発活動を青少年対象に実施していく必要があります。

低年齢化する喫煙を防止するためには、学童期よりタバコの健康被害に対する正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

また、子どもや妊婦をタバコの害から守るため、妊婦や子どもが関係する施設の完全禁煙や分煙を推進する取り組みが重要です。

基本施策 4 小児医療の充実

子どもは感染症などの疾病にかかりやすく、安心して子育てをしていく上で小児医療体制の充実は必要不可欠です。本市では、小児科専門医療機関が 2 件、小児科救急対応医療機関が 1 件となっています。

救急診療体制については、平成 21 年度より夜間と休日の救急診療の場が「富良野協会病院」1 か所になり、当番医を調べたり重症度にかかわらず受診できるようになりました。

また、子どもの体調が悪いときにどうすればいいか、いつ受診すればいいかという不安を解消するために、「ふらのこどもの救急」という冊子を富良野協会病院小児科の協力を得て作成し、就学前の子どもがいる全世帯に配布しています。

小児の健康に重篤な影響をもたらす結核や麻しんなどの感染症予防のために、予防接種の接種率を高める支援も実施しており、BCG 接種は 99%、麻しん予防接種は 97.3% とほぼ 100% に近い接種率となっています。

【 課 題 】

医療機関に対する保護者の期待は高いものがあります。

全国的に小児科医の不足が危惧されている中で、現状の医療体制を維持していくことが引き続き重要です。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

基本施策1 次代の親の育成

次代の親の育成については、家庭内における固定的な役割分担意識にとらわれず、仕事と家事、育児を両立し、いきいきと子どもを育む親の意識を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育を通じて、男女平等の意識や男女共同参画の意識の普及と定着が必要です。

本市では、平成21年度「男女共同参画推進計画」を策定し、仕事と家庭の両立支援と男性の家庭進出を進めようとしています。

また、小中高生が乳幼児とふれあい子どもを生き育てるものの意識を理解し、命や家庭の大切さを理解する機会を提供するため、中央保育所や麻町保育所において、小中高生の積極的な受入れに取り組みました。

【 課 題 】

父親の家事や育児への参加は、母親の家事や育児の軽減のため特に重要です。講座や研修会の開催を通じ少子化問題の理解を深め、子育てを社会全体で支援する必要があります。

また、保育所や幼稚園、児童館等の場を提供し、小中高生が乳幼児とふれあう機会を提供し命や家庭の大切さを学ぶことも重要です。特に保育所での積極的な取組が重要です。

基本施策2 学校の教育環境の整備

学校生活を通じ個性豊かに生きる力を伸ばし、夢をもてる取り組みのため、家庭・地域・学校の教育力を結集し、社会教育関係機関や団体と連携を図り学社融合推進事業に取り組み、様々な総合的教育の充実を推進してきました。

また、不登校児の個別対応として適応指導教室を図書館に開設し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携した対応を行ってきました。

【 課 題 】

地域や家庭の教育力の低下が指摘される中で、学校・家庭・地域の一体となった取組を基本に、学校教育の充実や地域の教育力向上を図っていくことが必要です。今後も幅広い世代への啓発活動や学校支援ボランティアの協力・活用を行い、学校の教育環境の整備に努めていきます。

また、問題を抱える児童生徒に対し、保護者、学校、関係機関が連携し、生活習慣の改善や学校への復帰のため開設した適応指導教室では、個々の児童生徒に応じた指導の取り組みがさらに必要になってきます。

基本施策 3 家庭や地域の教育力の向上

親の家庭教育に関する多様化から、放任、過保護、過干渉、モラルの低下等、家庭や地域の教育力が弱まっていることが指摘されています。

本市では、子どもを社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域との連携により地域における教育力を総合的に高める取り組みを行ってきました。

家庭教育では、各学校を中心に P T A と連携して家庭教育セミナーを開催し家庭教育の充実に努めました。

また、家庭教育に関する相談体制として、平成 18 年度から「家庭なんでも相談」を「いじめ不登校相談」に一本化し青少年の健康、しつけ、問題行動、学習など家庭相談に関する総合的な相談体制に取り組んでいます。

さらに、子どもの心を豊かにし、社会性を育むための大切な活動のひとつとして、図書館、地域、学校や学校支援ボランティア等が連携し読書活動の推進にも取り組んでいます。

【 課 題 】

各学校・P T A との連携により様々な学習機会を提供していますが、依然として家庭教育に無関心な保護者に対する各取組みの参加促進方策や学習内容の向上は、引き続き課題であり、有効な対策を工夫していく必要があります。

「いじめ・不登校相談」については、引き続き専門的職員の配置が重要になってきます。

読書活動の推進については、読書アンケート調査では、本を読むことが“好き”“どちらかといえば好き”と回答した幼稚園児・保育所児の保護者が約 8 割に達していますが、一方で家庭における読み聞かせの頻度にはばらつきがあります。また、小中学校においては、本を読む児童生徒の比率及び読書冊数が増加していますが、より一層の読書環境づくりが必要です。さらに、乳幼児 7 ヶ月児検診時における調査では、読み聞かせをしている家庭ではテレビ視聴時間が短い傾向があり、読書活動の実践に向けた取り組みが重要な課題となっています。そのために各機関等との連携により、家族の約束 70 条を制定し「NO テレビ NO ゲーム NO インターネット 家族そろって読書活動」の取り組みを推進します。

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策1 子育てに配慮した住居環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保するための情報提供を図り、子どもを安心して育てられ、ゆとりある生活を送れるよう、子育てに配慮したまちづくりの推進が必要です。

子どもたちに安全な遊び場として公園があります。公園内の遊具については、ボランティアによるペンキ塗りにより環境美化が継続的に行われています。

また、公共施設等での授乳やオムツ交換できるスペースの確保が図られ、「赤ちゃんの駅」として、授乳やおむつ交換できる施設の取りまとめを行っています。

さらに、育児世代の若い親が子供連れで外出できる情報紙として、市民ボランティアで作成した「パパとママでつくった子育てガイドマップ」を作成し市内外に配布し、外出情報の提供に努めています。

【 課 題 】

身近な遊び場「公園」整備については計画的に整備していくことが必要です。

子育てに配慮した住宅確保のための情報提供について、公営住宅情報にくわえ、その他の情報提供に取り組んでいく必要があります。

授乳やオムツ交換できる施設の情報提供として「赤ちゃんの駅事業」を進め、公共施設や事業所の理解と推進に取り組みます。

育児世代が気軽に外出できるよう「子育てガイドマップ」の更新と充実に伴い、ボランティアによるマップの更新が重要になってきます。

また、子育て情報として気軽に利用しやすい「子育てに関するブログ」の開設も以前から要望があります。

基本施策2 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため警察や保育所、幼稚園、学校、民間団体等との連携・協力体制を図り、総合的な交通事故防止対策を推進してきました。

交通安全指導員等による交通安全教室では、子どもに対する交通ルール指導や交通安全意識の高揚に取り組みました。チャイルドシートの普及向上と正しい装着のための情報提供に努めました。

また、子どもにやさしい道路の整備として、段差のない歩道整備やストップマークの更新を行っています。

【 課 題 】

今後も交通ルールの指導と交通安全意識の高揚のため交通安全教室を継続的に開催していく必要があります。チャイルドシートの装着向上のためさらなる情報提供に努めていかなければなりません。

また、子どもにやさしい道路整備として、バリアフリー計画の検討、児童福祉施設の除雪のあり方など、こどもにやさしい整備の取り組みの検討が必要です。

基本施策 3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るために、学校、保育所、幼稚園、地域、関係機関等と連携し、地域ぐるみで取り組んできました。

平成 19 年 3 月「犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」を策定し取り組んでいます。子どもの犯罪等をなくすため少年育成協議会を開催し関係機関との連携強化を図り、不審者情報を提供し、情報を共有しています。

また、防犯ボランティア活動の支援として、緊急避難場所である「子ども 110 番の家」に対し犯罪発生情報の提供を行ってまいりました。さらに民間ボランティア等による子どもたちの見守り活動が数多く出てきています。学校、PTA、地域などが協力して子どもを見守る活動が行われています。

【 課 題 】

子どもの安全確保については、以前より親の感心が高いものがあります。行政や警察、地域、学校等が協働で取り組むべき重要な課題です。後期計画においてはそれぞれの組織や団体が行っている子どもを守る取り組みの連携強化にむけ重点的に取り組む必要があります。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本施策1 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立のためには、保育サービスの基盤整備だけではなく、仕事を中心とした生活スタイルの見直し、生活と仕事のバランスが重要です。

国では、平成19年12月「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。この憲章で仕事と生活の調和が取れた社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。本市では、働き方の見直しや子育てに対して理解と協力が得られる職場づくりに向け、広報紙やパンフレット等を通じて情報の提供をしてきました。

【 課 題 】

ニーズ調査では、入学前児童の保護者の育児休業取得状況をみると、母親の取得率が16.2%に対し、父親は0.3%と大きな開きがあります。

仕事と生活の両立のために保育サービス等の環境を整備することが重要です。また、ワーク・ライフ・バランスが、社会全体の運動となるよう、自治体や企業、関係者が、男女を問わず今までの働き方を見直すことが大事です。すべての人が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方ができる社会となるよう、市民への意識啓発や事業所の理解と協力が必要になります。

基本目標 6 社会的支援を必要とする児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待件数は、全国的に増加傾向にあり、北海道でも近年虐待による死亡事故が大きく報道されています。本市においても児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化、複雑化しています。児童虐待の防止と早期発見のため、児童相談所や関係機関との連携による虐待防止ネットワーク「富良野市要保護児童対策地域協議会」を開催し、個々に対応したケース会議を頻繁に開催して対応に努めています。

保護者の育児不安や虐待・いじめ等の早期に対応するため専門知識を持つ児童家庭相談員 1 名を配置して対応に努めています。

【 課 題 】

児童虐待防止にむけた対応は児童家庭相談員 1 名を専属配置していますが、緊急で早急な対応を迫られるケースに対応するため人的な増員の検討が必要です。

また、児童虐待の死亡事例の 4 割が 4 ヶ月未満の乳児であることから、こんにちは赤ちゃん事業によるすべての新生児の家庭訪問事業に取り組んで行く必要があります。

今後も相談員の専門性の向上等による相談体制の充実や、児童虐待に関係する職員の知識の向上にむけた研修の充実等とともに、関係機関との密接な連携強化による支援等、虐待防止に向けた絶え間ない継続的な取り組みが重要です。

また、増加傾向にある被害にあった子どもの立ち直り支援やフリースクールとの連携が必要です。

増加する児童虐待に適切に対応するため、関係機関と協議し、連携体制の強化を図るとともに、児童家庭相談の充実に努める必要があります。

基本施策 2 発達の遅れや心配のある子どもへの支援の充実

発達の遅れや心配のある子どもについて、成長後も社会の一員として、生きがいのある生活が送れるよう適切な療育と教育に取り組んできました。

就学前の子どもに対しては、こども通園センター（児童デイサービス）事業において、個別、集団療育を行い、専門スタッフを 3 名配置し質的、量的な充実を図ってきました。また、関係機関との連携のため富良野地区子ども発達支援推進協議会やケース会議を開催し、一貫性のある療育体制を充実してきました。

発達の遅れのある子どもの受入れについては、保育所や幼稚園、学校において受け入れ体制を整えながら推進してきました。

【 課 題 】

日常生活や社会生活において受ける様々な制約を軽減し、一人ひとりのライフステージに応じた保育、療育、発達支援が行われる体制づくりに努めていくことが必要です。

障がい児の保育所や幼稚園、学童保育センターへの受け入れの充実も必要です。

教育環境の充実に向けて、特別支援教育の体制づくり、指導法、指導内容の改善を図る必要があります。子どもの実態に応じた教育は保護者の理解のもと学校や関係機関との連携を図ります。また、教職員や子ども達の発達の遅れのある子どもへの正しい理解のため、教職員研修の充実が必要です。

基本施策3 ひとり親家庭への支援

近年、離婚等によりひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）が増加傾向にあり、仕事と子育てをひとりで行わなければならないという二重の負担を背負っています。

特に母子家庭では、就職困難な場合が多く経済的に困窮する傾向があります。ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、母子及び寡婦福祉法などに基づき福祉サービスを図ってきました。経済的支援として児童扶養手当の支給やひとり親家庭の医療費の助成を行っています。

また、関係機関との連携を図り、母子家庭に対する自立支援のため就業支援、ひとり親家庭等奉仕員派遣事業、子育て支援、相談情報提供などの各種支援を展開しています。

【 課 題 】

ひとり親家庭のなかでも母子家庭の自立を図るうえで、就業に関する支援が大変重要です。就業支援とともに必要なときに安心して子どもを預けることができる環境の整備が求められています。また、父子家庭への支援も必要です。

母子自立相談員1名を配置し、母子家庭への様々な支援に取り組んでいますが、心理的、経済的な問題をかかえ、深刻化、複雑化する相談に対応するため、支援員の質の向上に向けた専門的研修が必要です。